

別紙2 変更箇所					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月11日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【事務の詳細】 (追加)	【事務の詳細】 (15) 滞納整理にあたっては、必要な情報を他機関等に調査を行うなど滞納者の財産調査を行う。	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年6月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 統合番号連携システム ②システムの機能	(追加)	個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年6月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4、5 ②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	地方税法改正に伴う組織名変更
令和2年6月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	4. 団体間回送機能 他の自治体に確定申告書等情報を送受信する機能。	4. 団体間回送機能 他の自治体に確定申告書等情報や住民登録外通知等課税資料を送受信する機能。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年6月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[] 税務システム [○] その他(確定申告書情報等管理システム)	[○] 税務システム [○] その他(確定申告書情報等管理システム、地方税ポータルセンタ(eLTAX))	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年6月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	3. 税額決定通知データ送信機能 特別徴収義務者に対して税額決定通知データを送信する機能。	3. 税額決定通知データ等送信機能 特別徴収義務者、年金保険者に対して税額決定通知、特別徴収額データを送信する機能。 4. 団体間回送機能 各種届出・申告や申告特例通知等を地方自治体間で送受信する機能。 5. 本人確認結果登録機能 eLTAXに本人確認結果登録が行える機能。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年6月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[] 税務システム [○] その他(確定申告書情報等管理システム、連携システム)	[○] 税務システム [○] その他(確定申告書情報等管理システム、連携システム、地方税ポータルセンタ(eLTAX))	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年6月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[] 税務システム	[○] 税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年6月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 中間サーバー ②システムの機能	8. セキュリティ管理機能 中間サーバーの「システム方式設計書 6.0.0_機能要件の整理 第1.1 版」の記載に沿って、対応予定。	8. セキュリティ管理機能 中間サーバーのシステム方式設計書の記載に沿って、対応する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年6月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 中間サーバー ③他のシステムとの接続	[○] 既存住民基本台帳システム	(削除)	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年6月11日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	1. 税務システムデータベースファイル、2. 統合番号連携ファイル、3. 国税連携システムデータベースファイル、4. 地方税電子申告システムデータベースファイル、5. 確定申告書情報等管理システムデータベースファイル、6. 税務地図情報システムデータベースファイル、7. 諸税データファイル	税情報ファイル	事後	記載方法見直しのため。
令和2年6月11日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化・正確性の向上し、公平・公正な課税徴収をするため。	・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するとともに正確性を向上させ、公平・公正な課税徴収をするため。	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年6月11日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	記載方法見直し(省令の追記)のため
令和2年6月11日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項) 【提供】番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 【照会】番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の27の項	【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 【照会】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条	事後	記載方法見直し(省令の追記)のため
令和2年6月11日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	横浜市財政局主税部税制課 横浜市財政局主税部税務課 横浜市財政局主税部徴収対策課 横浜市財政局主税部償却資産課	横浜市財政局主税部税制課 横浜市財政局主税部税務課 横浜市財政局主税部固定資産課 横浜市財政局主税部徴収対策課	事後	機構改革による部署の追加変更のため
令和2年6月11日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税制課長 川崎 利雄 税務課長 松井 伸明 税務課固定資産税担当課長 吉富 浩政 徴収対策課長 池田 智 償却資産課長 佐藤 貞夫	税制課長 税務課長 固定資産課長 徴収対策課長	事後	機構改革による部署の追加変更のため

別紙2 変更箇所					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	(新規)	税情報ファイル	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ①ファイルの種類	(新規)	システム用ファイル	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	(新規)	納税義務者及び税務調査対象者等	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	(新規)	・賦課徴収事務における本人確認のため ・税額通知書(特徴義務者用)等への個人番号出力のため ・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	(新規)	100項目以上	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(新規)	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(新規)	1.個人番号及びその他識別情報…対象者を正確に特定するために保有 2.4情報、連絡先及びその他住民票関係情報…(1)賦課決定に際し課税要件を確認するため、(2)納税通知書等の送付先を確認するため、(3)本人への連絡等のため 3.国税関係情報…課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4.地方税関係情報…地方税関係情報により税の賦課決定等を行うため 5.障害者福祉関係情報…障害者に対する税の減額決定等を行うため 6.生活保護・社会福祉関係情報…生活保護者に対する税の減額決定等を行うため 7.年金関係情報…年金受給者に対する税の賦課決定や特別徴収等を行うため	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	(新規)	別添2を参照。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	(新規)	平成27年10月5日	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	(新規)	横浜市財政局主税部税制課、税務課、固定資産税課、徴収対策課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	(新規)	[] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署(健康福祉局、市民局) [] 行政機関・独立行政法人等(税務署(国税庁)、日本年金機構、登記所(法務省)、地方公共団体情報システム機構) [] 地方公共団体・地方独立行政法人(各市町村) [] 民間事業者(給与支払者・年金保険者等) [] その他()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(新規)	[] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [] その他(LGWAN)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(新規)	○定期的に入手する事務 ・個人市民税の定期課税事務(1月～4月、毎日) ・固定資産税(土地・家屋)の課税事務(毎月) ・固定資産税(償却資産)の定期課税事務(1月中、毎日) ○随時入手する事務 ・申告、届出等を受け付けた都度 ・各種資料等の回付を受けた都度 ・市税に関する各種処分を実施する都度 ・地方税法や関係法令に定める質問検査権の行使等による調査等を実施する都度	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(新規)	○定期的に行う事務 ・個人市民税の定期課税を行うため、地方税法で定めるとおり、申告書の代替となる確定申告書等の情報を税務署(国税庁)から入手する必要がある。量が膨大であり、日々税務署に申告されているため、毎日実施する必要がある。 ・固定資産税の課税事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。 ・償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日に所有する償却資産について、1月31日までに申告しなければならないこととされており、量が膨大であり、日々申告されているため、毎日実施する必要がある。 ○随時対応する事務 ・市への申告又は届出等については、本人又は本人の代理人から直接の申告書及び届出書等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。また、必要に応じて、納税義務者等としての判断材料となる申告及び届出等の情報の正確性確認を行うため、情報提供ネットワークシステム等を通じて確認を随時行う。 ・庁内他部署等から、減免等に該当する関係資料の回付を受け付けることにより、必要な情報を随時入手する。また、必要に応じて、情報の正確性確認を行うため、情報提供ネットワークシステム等を通じて確認を随時行う。 ・税法に定める質問検査権の行使や捜索などの法律上の権限に基づいて、滞納処分に必要な情報を収集している。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	(新規)	地方税法第294条、第343条等、地方税法や番号法等の関係法令により明示している。 例外的なものについては、その都度必ず本人に利用目的を明示し、説明を行う。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあつた目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	(新規)	・正確な課税情報の把握 ・賦課徴収事務の効率化	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的 変更の妥当性	(新規)	-	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	(新規)	財政局主税部税制課、財政局主税部税務課、財政局主税部固定資産税課、財政局主税部徴収対策課、財政局主税部法人課税課、財政局主税部償却資産課、財政局主税部納税管理課、鶴見区総務部税務課、神奈川区総務部税務課、西区総務部税務課、中区総務部税務課、南区総務部税務課、港南区総務部税務課、保土ヶ谷区総務部税務課、旭区総務部税務課、磯子区総務部税務課、金沢区総務部税務課、港北区総務部税務課、緑区総務部税務課、青葉区総務部税務課、都筑区総務部税務課、泉区総務部税務課、栄区総務部税務課、戸塚区総務部税務課、瀬谷区総務部税務課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	(新規)	1,000人以上	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(新規)	1.課税管理に関する事務 ・申告及び届出等による情報や登録された資産の情報等から課税管理業務を行う。 2.収納管理に関する事務 ・課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。 3.滞納管理に関する事務 ・滞納者情報等から滞納管理業務を行う。 4.共通宛名管理に関する事務 ・納税義務者等の宛名情報の特定や突合を行い、共通宛名管理業務を行う。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	(新規)	11に関する事務 ・市民税の税額計算等を行うため、本人から提出された申告書等の内容と、情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報や庁内連携した障害者関係情報・生活保護関係情報等との突合を行う。 1～4に関する事務 ・納税義務者等の確認(納税義務者等の特定等)を行うため、システムにおける宛名情報と、他の団体、庁内他部署等から入手した納税義務者等関係情報の突合を行う。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	(新規)	課税・収納状況調査などの統計分析を行う。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	(新規)	・市税の賦課徴収に係る処分	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	(新規)	平成27年10月5日	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(新規)	[委託する] (17) 件	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項1	(新規)	税務システム運用保守管理業務	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項1 ①委託内容	(新規)	システムの管理作業及び処理実行作業並びに改修作業等 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務、プログラムの改修作業等を行うにあたり、民間事業者等に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの全体	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	税務システムの運用保守管理業務を行うためには、当該システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項1 ③委託先における取扱者数	(新規)	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [O]その他 (保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作による提供)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市に保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項1 ⑥委託先名	(新規)	富士通株式会社	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項1 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認められている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項1 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2	(新規)	納税通知書等印字・裁断・封入等委託	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ①委託内容	(新規)	市税の各税目に関する納税通知書のほか、税務に関する通知書等を印字し、そのまま発送できる状態に加工する。 納税通知書等の送付を行うにあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託の方が効率的であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの一部	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	市税の納税義務者等	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	市税の納税義務者の課税を確定するために送付が必要となる納税通知書等の情報は、特定個人情報ファイルの一部であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ③委託先における取扱者数	(新規)	50人以上100人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ⑥委託先名	(新規)	競争入札により決定する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認められている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項2 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項3	(新規)	督促状等印字・裁断・封入等委託	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項3 ①委託内容	(新規)	市税の各税目に関する督促状及び軽自動車税納税証明書を印字し、そのまま発送できる状態に加工する。 督促状の送付にあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託の方が効率的であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの一部	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	10万人以上100万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	基準日時点で市税の納付が確認出来ない者及び納期限までにペイジー等で軽自動車税を納付し、継続検査用納税証明が必要な者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	納税義務者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合に送付する必要がある督促状の情報及び納税証明書を送付する必要がある証明書の情報は特定個人情報ファイルの一部であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項3 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人以上50人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項3 ⑥委託先名	(新規)	競争入札により決定する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項3 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認められている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項3 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4	(新規)	電話納付案内センター運営委託	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4 ①委託内容	(新規)	基準日時点で市税の納付が確認出来ない者に対し、電話にて納付勧奨を行う。電話での納付勧奨にあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託の方が効率的であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの一部	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	1万人以上10万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	基準日時点で市税の納付が確認出来ない者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	市税の納付が確認出来ない場合に行う納付勧奨で取扱う情報は、特定個人情報ファイルの一部であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人以上50人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [O]その他 (ファイルサーバーによる受け渡し)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4 ⑥委託先名	(新規)	競争入札により決定する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認められている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項5	(新規)	オペレーション業務委託	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項5 ①委託内容	(新規)	システムの処理実作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者へ委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの全体	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項5 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人以上50人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [O]その他 (保守センターからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作による提供)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項5 ⑥委託先名	(新規)	未定	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項5 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項5 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認められている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項5 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項6	(新規)	データ保管業務委託	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項6 ①委託内容	(新規)	データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの全体	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項6 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人以上50人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項6 ⑥委託先名	(新規)	未定	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項6 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項6 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認められている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項6 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項7	(新規)	データエントリー業務	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項7 ①委託内容	(新規)	申告書等(市民税申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書等)のパンチ入力によるデータ化。 短期間で大量の帳票をデータ化する必要があるため、民間業者に委託することにより必要となる人員を適時に確保することが可能となる。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの一部	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	納税義務者及び課税調査対象者等のうち、申告書等に記載された者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	紙で提出のあった申告書等について、その大部分が対象となるため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項7 ③委託先における取扱者数	(新規)	100人以上500人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項7 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項7 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項7 ⑥委託先名	(新規)	競争入札により決定する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項7 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項7 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認められている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項7 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項8	(新規)	帳票印字業務委託	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項8 ①委託内容	(新規)	帳票の印字作業及び搬送作業。 帳票の印字業務を行うにあたり、民間事業者へ委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷用設備を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの一部	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項8 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人以上50人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項8 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 (本市が管理するプリントサーバーへ、出力が必要な帳票データのみを転送する。委託先は、出力操作専用端末を操作することにより、プリントサーバーの帳票を確認し出力する。)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項8 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項8 ⑥委託先名	(新規)	株式会社アイネット	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項8 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項8 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認められている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項8 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項9	(新規)	市民税・県民税申告に係る諸帳票の印字・裁断等委託	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項9 ①委託内容	(新規)	市民税・県民税申告に係る申告書、催告書等を印刷し、そのまま発送できる状態に加工する。 申告書、催告書等の印刷にあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託の方が効率的であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの一部	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	10万人以上100万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	市民税・県民税の課税対象となる者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	市民税・県民税の申告が必要となる対象者に、申告をうながすため送付する催告書等は、特定個人情報ファイルの一部であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項9 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人以上50人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項9 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項9 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項9 ⑥委託先名	(新規)	競争入札により決定する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項9 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項9 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認められている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項9 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項10	(新規)	特別徴収等課税業務委託	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項10 ①委託内容	(新規)	個人の市民税・県民税の特別徴収に係る課税資料の数値入力、チェック及び画像化等を行う。 個人市民税・県民税に係る申告書等の各種処理は、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、委託する必要があるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの一部	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	市民税・県民税の納税義務者等義務者等	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	課税内容の確認及び異動届の内容をチェック、入力するため、税務関係システムファイルを取り扱う必要がある。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項10 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人以上50人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項10 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (システム端末を用いて参照する。)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項10 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項10 ⑥委託先名	(新規)	競争入札により決定する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項10 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項10 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認められている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項10 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項11	(新規)	税務資料に関する搬送委託	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項11 ①委託内容	(新規)	税務に使用する各種資料を搬送する。 各種資料を搬送するにあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託する方が効率的であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項11 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの全体	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項11 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項11 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項11 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項11 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項11 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項11 ⑥委託先名	(新規)	競争入札により決定する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項11 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託しない	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項12	(新規)	市税電算出力帳票に関する裁断加工業務委託	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項12 ①委託内容	(新規)	連続帳票等により出力された帳票等を裁断、折り、穿孔及び仕訳等を行い搬送業者へ引き渡しを行う。 システムから出力された帳票の裁断等を行うにあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託する方が効率的であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項12 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの全体	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項12 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項12 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項12 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項12 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人以上50人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項12 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項12 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項12 ⑥委託先名	(新規)	未定	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項12 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項12 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認められている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項12 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項13	(新規)	納税催告書及び差押事前通知書の電算印字、封入封かん及び裁断製本業務委託	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項13 ①委託内容	(新規)	市税の滞納者に対し発送する催告書等を印刷し、そのまま発送できる状態に加工する。 催告書等の印刷にあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託する方が効率的であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項13 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの一部	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項13 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	10万人以上100万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項13 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	基準日時点で市税の納付が確認出来ない者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項13 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	市税の納付が確認出来ない場合、送付する催告書の情報は、特定個人情報ファイルの一部であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項13 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人以上50人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項13 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項13 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項13 ⑥委託先名	(新規)	競争入札により決定する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項13 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項13 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認められている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項13 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

別紙2 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項14	(新規)	償却資産申告書郵送申告受付等業務委託	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項14 ①委託内容	(新規)	郵送により届いた固定資産税(償却資産)申告書等を開封・整理し、申告者に控えを返送する。 当該業務の処理にあたり、本市の規模では職員のみでの対応は難しく、一括で委託する方が効率的であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項14 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの一部	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項14 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	1万人以上10万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項14 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	一定期間内に固定資産税(償却資産)申告書等を郵送で提出した者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項14 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	当該業務で処理する申告書等の情報は、特定個人情報ファイルの一部であるため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項14 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人以上50人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項14 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [○]紙 []その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項14 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項14 ⑥委託先名	(新規)	競争入札により決定する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項14 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項14 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項14 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項15	(新規)	地方税ポータルシステムASPサービス提供業務委託	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項15 ①委託内容	(新規)	審査システム及び国税連携システムに関して地方税ポータルシステムの利用にあたりASPサービスの提供及び運用支援等を行う。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項15 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの全体	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項15 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱 委託事項15 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項15 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	ASPというサービス提供形態の特性上、当該システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項15 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人以上50人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項15 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (システム全体をASPサービスとして管理)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項15 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市に保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項15 ⑥委託先名	(新規)	株式会社NTTデータ	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項15 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託する	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項15 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項15 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項16	(新規)	確定申告書情報等管理システムASPサービス	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項16 ①委託内容	(新規)	確定申告書情報等管理システムの利用にあたりASPサービスの提供を行う。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項16 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの全体	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項16 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項16 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項16 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	ASPというサービス提供形態の特性上、当該システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項16 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人以上50人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項16 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (LGWAN回線)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項16 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市に保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項16 ⑥委託先名	(新規)	競争入札により決定する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項16 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託しない	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項17	(新規)	税務地図情報・土地評価システム運用保守管理業務	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項17 ①委託内容	(新規)	税務地図情報・土地評価システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業を行う。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項17 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの一部	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項17 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項17 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項17 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新規)	当該システムの運用業務、プログラムの改修作業等を行うにあたり、システムで扱っている全ての情報を取扱う必要がある。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項17 ③委託先における取扱者数	(新規)	10人以上50人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項17 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (システム端末を用いた利用)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項17 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項17 ⑥委託先名	(新規)	株式会社パソコ	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱委託事項17 ⑦再委託の有無	(新規)	再委託しない	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	(新規)	[O] 提供を行っている (63) 件 [O] 移転を行っている (13) 件 [] 行っていない	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	(新規)	本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者(特別徴収義務者等)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	(新規)	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4、第321条の7の5第1項及び第321条の7の7の第2項	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	(新規)	当該事務の処理結果等を把握する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	(新規)	当該事務を処理するために必要な限度	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	当該事務を処理するために必要な限度	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	(新規)	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (LGWAN)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	(新規)	賦課決定等、本人等へ通知すべき処理が発生した都度	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	(新規)	国税庁若しくは都道府県又は他市町村	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	(新規)	番号法第19条第9号	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	(新規)	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法(昭和37年法律第66号)第2条第1号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により処理を行うため	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報	(新規)	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税に関する法律の規定により定められた情報	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ④提供する情報の対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税に関する法律の規定により対象となる者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法	(新規)	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (LGWAN又は情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従った方法)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑦時期・頻度	(新規)	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第48条第7項、第72条の58、第317条又は第325条の規定その他政令で定める同法又は国税に関する法律の規定により定められた時期・頻度	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	(新規)	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先については、別表提供先一覧を参照【60件】	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	(新規)	(別表)提供先一覧に記載	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ②提供先における用途	(新規)	(別表)提供先一覧に記載	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ③提供する情報	(新規)	(別表)提供先一覧に記載	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ④提供する情報の対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	(別表)提供先一覧に記載	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑥提供方法	(新規)	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑦時期・頻度	(新規)	(別表)提供先一覧に記載	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	(新規)	市町村長	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	(新規)	地方税法第294条第3項	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ②提供先における用途	(新規)	地方税法第294条第3項で規定により処理を行うため	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ③提供する情報	(新規)	地方税法第294条第3項で規定された処理を行うための情報	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数	(新規)	1万人以上10万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	地方税法第294条第3項で規定の対象となる者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑥提供方法	(新規)	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (LGWAN)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ⑦時期・頻度	(新規)	地方税法第294条第3項で規定により税額が定められた都度	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	(新規)	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	(新規)	番号法第19条第7号、番号法別表第2の第94項、番号法別表第2の主務省令第47条	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	(新規)	介護保険料の算定や保険給付等の介護保険業務に必要な市民税の情報を把握するため	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	(新規)	合計所得金額、市民税額及び年金収入金額等	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	介護保険被保険者及びその世帯に属する世帯員	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法	(新規)	[] 戸内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑦時期・頻度	(新規)	月次、年次	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	(新規)	健康福祉局生活福祉部保険年金課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	(新規)	【国民健康保険、保険給付】 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第42項、番号法別表第2の主務省令第25条 【国民年金】 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第48項、番号法別表第2の主務省令第26条の3、番号法別表第2の第117項	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②移転先における用途	(新規)	【国民健康保険、保険給付】 ・国民健康保険標準負担額減額認定申請者に関わる世帯の課税状況調査及び減額認定審査のため ・国民健康保険料算定等に必要所得等を調査するため、国民健康保険料滞納処分に関する調査のため、保険給付に必要な所得等を調査するため 【国民年金】 ・高齢福祉年金・無拠出障害基礎年金・特別障害給付金受給者の所得状況調査、国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例申請受理、及び日本年金機構に対する所得情報の提供のため ・年金生活者支援給付金に関する事務のため	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ③移転する情報	(新規)	市民税額及び総所得金額並びにその内訳等	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	【国民健康保険料、保険給付】 国民健康保険の世帯主及び被保険者等 【国民年金】 国民年金被保険者の免除等の申請者及び世帯員、障害基礎年金受給者、老齢福祉年金受給者及び扶養義務者、特別障害給付金受給者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑥移転方法	(新規)	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑦時期・頻度	(新規)	月次、年次	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	(新規)	健康福祉局生活福祉部医療援助課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	(新規)	【医療費助成】 ○小児慢性特定疾病医療給付事業 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第9項、番号法別表第2の主務省令第8条 ○小児医療費助成事業 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 ○ひとり親家庭等医療費助成事業 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 ○障害者自立支援医療(育成医療・更生医療) 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第108項、番号法別表第2の主務省令第55条 【後期高齢者医療制度】 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第80項、番号法別表第2の主務省令第43条	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	(新規)	【医療費助成】 ・各種医療費助成事業対象者の資格審査のため ・各種高額療養費の限度額確認のため 【後期高齢者医療制度】 ・後期高齢者医療制度の保険料算定、負担区分判定等のため	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ③移転する情報	(新規)	市民税額及び総所得金額等	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	100万人以上1,000万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	【医療費助成】 医療費助成事業対象者 【後期高齢者医療制度】 後期高齢者医療制度の被保険者及びその世帯員	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑥移転方法	(新規)	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑦時期・頻度	(新規)	年次、月次	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	(新規)	健康福祉局障害福祉部障害企画課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	(新規)	番号法第19条第7号、番号法別表第2の第108項、番号法別表第2の主務省令第55条	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ②移転先における用途	(新規)	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の支給決定に際して、利用者負担額の月額上限を決定する等、同法に基づく各種業務を実施するため。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ③移転する情報	(新規)	課税状況(市民税額、各種所得金額、所得控除の内訳、税額控除の内訳)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	1万人以上10万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	障害者総合支援法に基づく自立支援給付の受給者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑥移転方法	(新規)	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑦時期・頻度	(新規)	年次、月次	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	(新規)	建築局住宅部市営住宅課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ①法令上の根拠	(新規)	番号法第19条第7号、番号法別表第2の第31項、番号法別表第2の主務省令第22条	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途	(新規)	住宅使用料を算定するため	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ③移転する情報	(新規)	所得額、控除項目、控除金額、市民税課税状況、固定資産税課税状況等(※1)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	1万人以上10万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	名義人及び同一世帯内の世帯員、市営住宅近隣固定資産税課税状況(※1)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ⑥移転方法	(新規)	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ⑦時期・頻度	(新規)	月次、年1回(※1のみ)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	(新規)	健康福祉局生活福祉部生活支援課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	(新規)	【生活保護の実施】 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第26項、番号法別表第2の主務省令第19条 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 【中国残留邦人等支援給付の実施】 番号法第19条第7号、同法別表第2の第87項、同法別表第2の主務省令第44条	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途	(新規)	【生活保護の実施】 生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 【中国残留邦人等支援給付の実施】 中国残留邦人等支援給付の支給認定のため	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ③移転する情報	(新規)	所得額、控除項目、控除金額、課税状況等	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	1万人以上10万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	【生活保護の実施】 要保護者及び被保護者であった者 【中国残留邦人等支援給付の実施】 要支援者及び被支援者であった者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑥移転方法	(新規)	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑦時期・頻度	(新規)	【生活保護の実施】 月次 【中国残留邦人等支援給付の実施】 年次	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7	(新規)	健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	(新規)	番号法第19条第7号、番号法別表第2の第61項・第62項、番号法別表第2の主務省令第32条・第33条	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ②移転先における用途	(新規)	・養護老人ホーム入所者及び扶養義務者の所得状況等調査 ・ショートステイ入所者の自己負担額認定	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ③移転する情報	(新規)	課税状況	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	1万人以上10万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	事務対象者及び対象者の属する住記世帯員	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ⑥移転方法	(新規)	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ⑦時期・頻度	(新規)	月次、年次	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8	(新規)	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ①法令上の根拠	(新規)	【特別障害児手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当】 番号法第9条第7号、番号法別表第2の第67項、番号法別表第2の主務省令第38条 【神奈川県在宅重度障害者等手当】 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項・別表2の第4項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則第5条第1項第1号 【補装具費支給・高額障害福祉サービス等給付費支給等の自己負担額又は助成額の認定】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第108項、番号法別表第2の主務省令第55条 【重度障害者(児)日常生活用具給付、障害者住環境整備事業、重度障害者あんしん電話、障害者自動車改造費助成】 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項・別表2の第5項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則第6条第1項第1号	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ②移転先における用途	(新規)	【特別障害児手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当・神奈川県在宅重度障害者等手当】 特別障害者手当等の支給にかかる受給資格等の所得状況等調査 【補装具費支給・高額障害福祉サービス等給付費支給等の自己負担額又は助成額の認定】 補装具費支給、高額障害福祉サービス等給付費支給の自己負担額又は助成額の認定 【重度障害者(児)日常生活用具給付、障害者住環境整備事業、重度障害者あんしん電話、障害者自動車改造費助成】 重度障害者(児)日常生活用具給付、障害者住環境整備事業、重度障害者あんしん電話及び障害者自動車改造費助成の自己負担額又は助成額の認定	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ③移転する情報	(新規)	【特別障害児手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当・神奈川県在宅重度障害者等手当】 各種所得の金額及び内訳、各種控除の項目、金額及び内訳等 【補装具費支給・高額障害福祉サービス等給付費支給等の自己負担額又は助成額の認定・重度障害者(児)日常生活用具給付、障害者住環境整備事業、重度障害者あんしん電話、障害者自動車改造費助成】 課税状況(市民税額、各種所得金額、所得控除の内訳、税額控除の内訳)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	1万人以上10万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	事務対象者及び対象者の属する世帯員及び扶養義務者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ⑥移転方法	(新規)	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ⑦時期・頻度	(新規)	月次	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	(新規)	子ども青少年局子ども福祉保健部子ども家庭課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①法令上の根拠	(新規)	【児童手当】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第74項、番号法別表第2の主務省令第40条 【児童扶養手当】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第57項、番号法別表第2の主務省令第31条 【特別児童扶養手当】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第66項、番号法別表第2の主務省令第37条 【母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付、便宜の供与及び給付】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第63項、番号法別表第2の主務省令第34条、番号法別表第2の第64項、番号法別表第2の主務省令第35条、番号法別表第2の第65項、番号法別表第2の主務省令第36条 【児童養護施設入所等の費用負担額の認定】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第16項、番号法別表第2の主務省令第12条	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ②移転先における用途	(新規)	【児童手当】 ・児童手当の受給資格者等の所得状況等調査 ・児童手当の受給資格認定のための受給資格判定調査 【児童扶養手当】 ・児童扶養手当の受給資格者等の所得状況等調査 ・児童扶養手当の受給資格認定のための受給資格判定調査 【特別児童扶養手当】 ・特別児童扶養手当の受給資格者等の所得状況等調査 ・特別児童扶養手当の受給資格認定のための受給資格判定調査 【母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付、便宜の供与及び給付】 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付等の認定のための調査 【児童養護施設入所等の費用負担額の認定】 ・児童養護施設入所等の費用負担額の認定	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ③移転する情報	(新規)	所得額、控除項目、控除金額、課税状況等	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	10万人以上100万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	事務対象者及び対象者の属する住記世帯員及び扶養義務者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ⑥移転方法	(新規)	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ⑦時期・頻度	(新規)	月次	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10	(新規)	子ども青少年局子育て支援部保育・教育運営課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ①法令上の根拠	(新規)	【子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第116項、番号法別表第2の主務省令第59条の2 【児童福祉法による保育所における保育所における保育の実施又は措置に関する事務】 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ②移転先における用途	(新規)	【子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務】 ・子どものための教育・保育給付に関わる給付認定 ・負担区分の決定 ・子育てのための施設等利用給付に関わる給付認定 ・私学助成幼稚園に係る補給給付 【児童福祉法による保育所における保育所における保育の実施又は措置に関する事務】 ・保育施設の利用調整	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ③移転する情報	(新規)	所得額、控除項目、控除金額、市民税額、課税状況等	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	1万人以上10万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	事務対象者及び対象者の属する世帯員	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ⑥移転方法	(新規)	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ⑦時期・頻度	(新規)	月次	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11	(新規)	子ども青少年局子ども福祉保健部障害児福祉保健課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ①法令上の根拠	(新規)	【障害児施設入所等の費用負担額の認定】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第16項、番号法別表第2の主務省令第12条 【障害児通所支援の利用者負担上限月額の認定】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第11項、番号法別表第2の主務省令第10条 【障害児入所給付費等の支給に関する事務】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第8項、番号法別表第2の主務省令第7条	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ②移転先における用途	(新規)	【障害児施設入所等の費用負担額の認定】 障害児施設入所等の費用負担額の認定 【障害児通所支援の利用者負担上限月額の認定】 障害児通所支援の利用者負担上限月額の認定 【障害児入所給付費等の支給に関する事務】 障害児入所給付費等の支給の申請に係る事実について審査	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ③移転する情報	(新規)	所得額、控除項目、控除金額、課税状況等	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	1万人以上10万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	事務対象者及び対象者の属する住記世帯員及び扶養義務者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ⑥移転方法	(新規)	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ⑦時期・頻度	(新規)	月次	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12	(新規)	健康福祉局健康安全部健康安全課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ①法令上の根拠	(新規)	【予防接種法による予防接種の実施に関する事務】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第18項、番号法別表第2の主務省令第13条の2 【感染症事務における入院患者の自己負担月額の認定に関する事務】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第97項、番号法別表第2の主務省令第49条	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ②移転先における用途	(新規)	【予防接種法による予防接種の実施に関する事務】 ・高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌ワクチン予防接種費用の自己負担免除の認定のため 【感染症事務における入院患者の自己負担月額の認定に関する事務】 ・感染症医療費公費負担の認定 ・結核医療費公費負担の認定	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ③移転する情報	(新規)	【予防接種法による予防接種の実施に関する事務】 市民税の課税状況 【感染症事務における入院患者の自己負担月額の認定に関する事務】 市町村民税の所得割額等	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	10万人以上100万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	当該対象者並びにその配偶者及び当該対象者と生計を一にする扶養義務者	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ⑥移転方法	(新規)	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ⑦時期・頻度	(新規)	月次	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13	(新規)	健康福祉局健康安全部保健事業課	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ①法令上の根拠	(新規)	番号法第19条第7号 別表第2の第120項、番号法別表第2の主務省令第59条の3	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	(新規)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給の認定	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ③移転する情報	(新規)	市民税額、合計所得金額等	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規)	1万人以上10万人未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	支給認定世帯員	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ⑥移転方法	(新規)	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ⑦時期・頻度	(新規)	月次	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(新規)	<横浜市における措置> ・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・サーバー室では、不要物の持込を禁止する。 ・サーバー機器のラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・紙媒体については、鍵のかかる場所に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	(新規)	10年以上20年未満	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	(新規)	地方税法等の関係法令に定められた要件を満たす範囲で、横浜市行政文書管理規則に従い規定している。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(新規)	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子データについては、システムの機能にて消去する。機器を廃棄する際は、完全消去もしくは物理破壊によりデータ復旧できないことを確認する。 ・申請書等の紙媒体については、裁断処理や溶解処理を行う。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	(新規)	特になし	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(税務システムデータベースファイル)	税務システムデータベースファイルの概要	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(統合番号連携ファイル)	統合番号連携ファイルの概要	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(国税連携システムデータベースファイル)	国税連携システムデータベースファイルの概要	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(地方税電子申告システムデータベースファイル)	地方税電子申告システムデータベースファイルの概要	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(確定申告書情報等管理システムデータベースファイル)	確定申告書情報等管理システムデータベースファイルの概要	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(税務地図情報システムデータベースファイル)	税務地図情報システムデータベースファイルの概要	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	II 特定個人情報ファイルの概要(諸税データファイル)	諸税データファイルの概要	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

別紙2 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月11日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<p>【税務システムデータベースファイル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号 法人番号 統合番号 宛名情報(4情報、電話番号等) 確定申告書情報(提出年月日、4情報、所得情報等) 給報情報(提出年月日、4情報、所得情報等) 世帯情報 資料情報(資料区分、資料内容等) 扶養者情報(4情報、専従区分等) 年金特徴情報(4情報、特別徴収税額等) 特徴義務者情報(徴収区情報、報告書人員数等) 市県民税課税台帳情報(課税区情報、所得情報、徴収方法等) 土地台帳情報(所在地情報、評価額情報等) 所有者情報(氏名、持分情報等) 路線価情報(路線番号、路線価等) 家屋台帳情報(所在地情報、評価額情報等) 償却資産台帳情報(取得年月、取得価格、耐用年数等) 調査表情報(建築年次、耐用年数、現年度評価額等) 名寄情報(合計面積、価格計、課税標準額計等) 車両・課税情報(課税年度、定置場住所、車両情報等) 法人市民税課税台帳情報(法人番号、設立日、法人名称等) 法人市民税申告情報(年度、事業年度開始日、従業員数等) 電子申告情報(償却資産申告情報、法人市民税申告情報等) 	<p>【税情報ファイル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号 法人番号 統合番号 宛名情報(4情報、電話番号等) 確定申告書情報(提出年月日、4情報、所得情報等) 給報情報(提出年月日、4情報、所得情報等) 世帯情報 資料情報(資料区分、資料内容等) 扶養者情報(4情報、専従区分等) 年金特徴情報(4情報、特別徴収税額等) 特徴義務者情報(徴収区情報、報告書人員数等) 市県民税課税台帳情報(課税区情報、所得情報、徴収方法等) 土地台帳情報(所在地情報、評価額情報等) 所有者情報(氏名、持分情報等) 路線価情報(路線番号、路線価等) 家屋台帳情報(所在地情報、評価額情報等) 償却資産台帳情報(取得年月、取得価格、耐用年数等) 調査表情報(建築年次、耐用年数、現年度評価額等) 名寄情報(合計面積、価格計、課税標準額計等) 車両・課税情報(課税年度、定置場住所、車両情報等) 法人市民税課税台帳情報(法人番号、設立日、法人名称等) 法人市民税申告情報(年度、事業年度開始日、従業員数等) 電子申告情報(償却資産申告情報、法人市民税申告情報等) 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<p>(続き)【税務システムデータベースファイル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収納情報(年度、賦課情報、収納金額、未納情報等) 滞納情報(年度、滞納額、延滞金額等) 滞納者情報(滞納者番号、担当情報等) 決議書情報(決議書区分、処理年月日等) 口座情報(金融機関情報、口座番号、預金者名等) 統計情報(各種件数、合計額等) 	<p>(続き)【税情報ファイル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収納情報(年度、賦課情報、収納金額、未納情報等) 滞納情報(年度、滞納額、延滞金額等) 滞納者情報(滞納者番号、担当情報等) 決議書情報(決議書区分、処理年月日等) 口座情報(金融機関情報、口座番号、預金者名等) 統計情報(各種件数、合計額等) <p>・4情報</p> <p>・確定申告書情報</p> <p>・住民登録外通知情報</p> <p>・償却資産申告情報(取得年月、取得価格、耐用年数等)</p> <p>・申告特例通知情報(寄附金額情報)</p> <p>・確定申告書情報(附表も含む)</p> <p>・公的年金支払報告書情報</p> <p>・給与支払報告書情報</p> <p>・所有者情報</p> <p>・路線価情報</p> <p>・地図情報</p> <p>・たばこ税・入湯税・事業所税課税台帳情報(年度、事業所情報、徴収方法等)</p> <p>・たばこ税・入湯税・事業所税申告情報(年度、事業年度開始日、従業員数等)</p>	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<p>【国税連携システムデータベースファイル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号 4情報 確定申告書情報 	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<p>【地方税電子申告システムデータベースファイル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号 4情報 給報情報(提出年月日、4情報、所得情報等) 年金特徴情報(4情報、特別徴収税額等) 特徴義務者情報(徴収区情報、報告書人員数等) 償却資産申告情報(取得年月、取得価格、耐用年数等) 法人市民税申告情報(年度、事業年度開始日、従業員数等) 	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<p>【確定申告書情報等管理システムデータベースファイル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号 4情報 確定申告書情報(附表も含む) 公的年金支払報告書情報 	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<p>【税務地図情報システムデータベースファイル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者情報 路線価情報 地図情報 	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<p>【諸税データファイル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号 法人番号 統合番号 宛名情報(4情報、電話番号等) 課税台帳情報(年度、事業所情報、徴収方法等) 申告情報(年度、事業年度開始日、従業員数等) 収納情報(年度、賦課情報、収納金額、未納情報等) 滞納情報(年度、滞納額、延滞金額等) 滞納者情報(滞納者番号、担当情報等) 決議書情報(決議書区分、処理年月日等) 口座情報(金融機関情報、口座番号、預金者名等) 統計情報(各種件数、合計額等) 	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<p>【統合番号連携ファイル】</p>	<p>【統合番号連携システム】</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

別紙2 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	(新規)	税情報ファイル	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(新規)	・本人から直接情報を入手する際には、対象者であることの確認及び本人確認を行う。 ・他の機関及び庁内連携等により入手する際も、対象者以外の情報を入手しないようにする。 ・適宜、複数人による確認を行う。 ・eLTAXを介した情報については、システム制御により送信先自治体以外が情報を入手できないようになっている。 ・国税連携システムの仕組み上、情報提供先が国税庁及び他の自治体に限定されているため、国税庁及び他の自治体から提供される情報以外の情報が入手されることはない。 ・eLTAX、国税連携システムにて宛先を振り分けているため、仕組みとして対象者以外の情報が、後続のシステムには届かないように担保されている。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(新規)	必要な情報以外を誤って記載することがないような様式とする。 ・eLTAXやe-Tax等、法定様式等必要な情報以外を誤って記載することがないような様式となっている。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク その他の措置の内容	(新規)	—	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	・本人から直接情報を入手する際には、対象者であることの確認及び本人確認を行う。 ・他の機関及び庁内連携等により入手する際も、対象者以外の情報を入手しないこととする。 ・適宜、賦課資料となる旨文書等で説明した上で取得する。 ・適宜、複数人による確認を行う。 ・国税連携システムの仕組み上、e-Tax又は税務署窓口等で適切に入手することが担保されている。 ・LGWANを経由して情報を取得するため、詐取・奪取の対策が担保されている。 ・情報の取得からシステムへの格納までは、自動で処理を行っているため、異常時を除き人手を介さない。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(新規)	・番号法第16条に基づき、個人番号カードの確認、又は通知カードと身分証明書等の確認を徹底する。 ・国税連携システムの仕組み上、e-Tax又は税務署窓口等で正確なデータであることが確認されている。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	(新規)	本人から直接入手する場合は、本人確認時に真正性を担保する。 代理人、勤務先等の第三者を経由して入手する場合は、既存データ、庁内連携データ、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会結果データと突合して確認する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(新規)	統合番号連携データ、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会結果データ等と適宜突合して確認する。場合によっては、本人に連絡し、確認する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク その他の措置の内容	(新規)	—	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	・システムの利用に関しては、個人ごとにID・パスワードを割り当て、適切な権限を持ったもの以外は利用できないようにする。 ・システム運用や外部からの收受以外での可搬電子媒体の利用を原則禁止し、漏えいを防止している。 ・提出された申告書等は、鍵のかかる場所で保管している。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規)	—	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	(新規)	・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みとするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。 ・権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付けを抑制する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	(新規)	税務システムを始め、各種システムは税務職員しか操作せず、地方税に係る事務にしか利用しないよう職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し系統的に担保する。 (画像管理)eLTAXから情報を受け取るのみの連携しかしないため、その他システム上で当該データが取扱われない。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容	(新規)	—	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	(新規)	行っている	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(新規)	・所属に応じたID・パスワードと個人に応じたID・パスワードの2段階で権限を管理している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は、画像認証等、異なる要素の認証方法を用いて、操作者を認証する。 ・同一個人IDの同時ログインを制限する。 (画像管理) 所属管理者のID・パスワードについて ・定期人事異動に関するものは、各所属に照会し、登録・抹消を行っている。 ・臨時の人事異動については、当該職員の所属課長からの申請に基づいて登録・抹消を行っている。 ・パスワードは、システムの1年に1回強制的に変更するように設定されている。 一般職員等のID・パスワードについて ・定期人事異動に関するものは、各所属管理者が登録・抹消を行っている。 ・臨時の人事異動については、各所属管理者が登録・抹消を行っている。 ・パスワードは、システムの半年に1回強制的に変更するように設定されている。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理	(新規)	行っている	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(新規)	個人のID・パスワードについて、 ・定期人事異動に関するものは、人事情報に基づいて発行・抹消を行っている。 ・臨時の人事異動及び非正規職員については、当該職員の所属課長からの申請に基づいて発行・抹消を行っている。また、有効期限は年度末までとしている。 ・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザーIDとパスワードの発効とともに、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザーIDとパスワードを発効し、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを行う。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	(新規)	行っている	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(新規)	・個人ごとに必要なアクセス権限を付与している。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録	(新規)	記録を残している	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	(新規)	・特定個人情報に限らず、「誰が」、「いつ」、「どの個人情報へ」のアクセスしたかの記録を保持している。 ・アクセス記録は税務システム上に3年間保存しており、本人開示請求等に基づいて開示できるようにしている。 (画像管理) ・特定個人情報に限らず、個人情報へのアクセス記録を保持している。 ・照会専用の共用IDの利用にあたっては、作業管理簿に記録を取る。 ・アクセス記録は3年間保存しており、本人開示請求等に基づいて開示できるようにしている。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	(新規)	—	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	・システムへのログイン時の認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑制する。 ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・システム運用を除き、外部可搬媒体へのデータコピーは制御されており、情報を持ち出せないようにしている。 ・バックアップファイル等の取得は、入退室管理をしている場所での作業に限定されている。 ・システム運用を除き、外部可搬媒体へのデータコピーは制御されており、情報を持ち出せないようにしている。 (画像管理) ・システムは、LGWAN回線でないで使用できないようになっており、仮に端末を持ち出せても使用できないようになっている。」	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	・バックアップファイル等の取得は、入退室管理をしている場所での作業に限定されている。 ・システム運用を除き、外部可搬媒体へのデータコピーは制御されており、情報を持ち出せないようにしている。 (画像管理) ・専用端末上で、外部可搬媒体へのデータコピーができないよう制御されており、情報を持ち出せないようにしている。 ・バックアップファイル等の取得は、1台の専用端末に限定されており、その端末の利用者はID・PWで限定されている。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規)	—	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(新規)	[] 委託しない	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認	(新規)	・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、ISMS認証の取得等、第三者によるセキュリティ認定を受けている事を選定条件にすることで、一定程度の知識を要求している。 ・委託契約の際に、従事者への研修及び誓約書の提出を求めている。 ・再委託を許可する場合は、再委託先についても、委託先と同様の管理体制を要求している。 ・地方税共同機構によって、セキュリティ監査等の審査を経て認定された認定委託先事業者の中から委託業者を選定している。 ・必要に応じ、委託先に対し検査を行うことができる。 (画像管理) ・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、ISMS認証の取得等、第三者によるセキュリティ認定を受けている事を選定条件にすることで、一定程度の知識を要求している。 ・委託契約の際に、従事者への研修及び誓約書の提出を求めている。 ・再委託を許可する場合は、再委託先についても、委託先と同様の管理体制を要求している。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	(新規)	制限している	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(新規)	・委託契約書に個人情報取扱特記事項を添付し、全市的に統一された基準で管理を行っている。 ・システムにアクセスする際は、個人ごとのID・パスワードを用いることで、権限を制限している。 ・従事する物事にユーザIDとパスワードを発効し、当該従事者が持つ異なる認証要素(画像等)と紐づけることで、従事者以外の操作を防止する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	(新規)	記録を残している	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(新規)	・特定個人情報に限らず、個人情報へのアクセス記録を保持している。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の提供ルール	(新規)	定めている	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(新規)	特定個人情報に限らず、より広い個人情報を対象に、個人情報取扱特記事項を定めている。 ・再委託等による第三者の個人情報の取扱いを原則禁止している。 ・例外として再委託等の第三者に個人情報を取扱わせる場合は、委託先は横浜市の書面による承諾をとり、第三者に個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項等を約定することとしている。 ・横浜市は個人情報を保護するために必要な限度において、委託先に対し、個人情報を取扱う事務についての管理状況の説明もしくは資料の提出を求めることができるとしている。 ・遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(新規)	特定個人情報に限らず、より広い個人情報を対象に、個人情報取扱特記事項を定めている。 ・委託先は委託契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、棄損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないとしている。 ・委託先は委託契約による事務の処理に従事している者に対し、契約中・契約終了後・契約解除後を問わず、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならないとしている。 ・横浜市は個人情報を保護するために必要な限度において、委託先に対し、個人情報を取扱う事務についての管理状況の説明もしくは資料の提出を求めることができるとしている。 ・遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の消去ルール	(新規)	定めている	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	(新規)	特定個人情報に限らず、より広い個人情報を対象に個人情報取扱特記事項、電子データを対象に電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を定めている。 ・委託先は委託契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示情報・個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに横浜市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、横浜市が別に指示したときは、当該方法によるものとするとしている。 ・前述のただし書の場合において、委託者が当該資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならないとしている。 ・委託先が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、横浜市は、委託先に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができるとしている。 ・遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	(新規)	定めている	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定の内容	(新規)	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出 ・必要な限度での実地検査の実施	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	(新規)	十分に行っている	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(新規)	横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク その他の措置の内容	(新規)	—	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規)	—	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	(新規)	[] 移転・提供しない	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録	(新規)	記録を残している	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	(新規)	・庁内連携システムを介したデータ連携については、全てログを取得している。 ・電子媒体を用いたデータ連携については、電子媒体への出力処理のログを取得している。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	(新規)	定めている	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	(新規)	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について、必要な確認を行う。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	(新規)	—	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	・情報照会等の記録が保存される庁内連携システムを通して提供・移転を行い、それ以外の方法を原則禁止する。 ・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条例に基づき、審議会の審議を経て提供・移転を許可された事務のみ提供・移転を行う。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	・庁内連携システムを介したデータ連携については、提供・移転を許可された事務のみが照会できるように仕組みとして担保されている。 ・電子媒体への出力はシステムによる自動処理のため、人為的ミスが発生しないようにしている。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規)	—	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<横浜市における措置> ○統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入力できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合番号連携システムのサーバをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及び<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱いに十分な注意が必要であることを照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバ等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録できる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・誤った相手への提供に対する措置は、<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>により行う。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供を行うことで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規)	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別番号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ①NISC政府機関統一基準群	(新規)	政府機関ではない	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②安全管理体制	(新規)	十分に整備している	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ③安全管理規定	(新規)	十分に整備している	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ④安全管理体制・規程の職員への周知	(新規)	十分に周知している	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	(新規)	十分に行っている	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(新規)	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・サーバー設置箇所については、生体認証を用いた入室管理を行っている。 ・システム端末は、盗難防止用ワイヤーで固定するか、未使用時は施錠棚等に格納している。 ・紙媒体については、鍵のかかる場所に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	(新規)	十分に行っている	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(新規)	<p><横浜市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムは庁内の独立したネットワーク及びLGWANIに接続しており、それぞれのネットワークに対して必要な通信のみ行えるよう、ファイアウォールを設置して運用管理している。 ・端末には外部可搬電子媒体を利用できないよう、システム的な制限を掛けている。 ・端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは管理サーバーで統合管理している。 ・システムの操作については、アクセスログを取得している。 ・システムのサーバー・端末について、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。また適用状況を統合管理している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑦バックアップ	(新規)	十分に行っている	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑧事故発生時手順の策定・周知	(新規)	十分に行っている	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	(新規)	発生あり	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	(新規)	別紙のとおり	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	(新規)	別紙のとおり	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号	(新規)	保管している	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	(新規)	・生存者と同様の方法にて保管している。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	(新規)	—	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	(新規)	・税務システムに存在する課税情報は、各種申告情報に基づき更新・課税を行った上で納税義務者等に対して納税・税額通知を行い、納税義務者等の側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。 収納情報は、納入・納付等により更新されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	(新規)	定めている	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	(新規)	・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・保管期間を過ぎた紙媒体は裁断処理等、判読及び復元ができない形にして定期的に廃棄する。	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(新規)	—	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規)	—	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

別紙2 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(税務システムデータベースファイル)	税務システムデータベースファイルのリスク対策	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(統合番号連携ファイル)	統合番号連携ファイルのリスク対策	(削除)	事後	文言修正であり、重要な変更にあたらなため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(国税連携システムデータベースファイル)	国税連携システムデータベースファイルのリスク対策	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(地方税電子申告システムデータベースファイル)	地方税電子申告システムデータベースファイルのリスク対策	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(確定申告書情報等データベースファイル)	確定申告書情報等データベースファイルのリスク対策	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(税務地図情報システムデータベースファイル)	税務地図情報システムデータベースファイルのリスク対策	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。
令和2年6月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(諸税データファイル)	諸税データファイルのリスク対策	(削除)	事後	再評価にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システムや事務における取扱いを見直し、保有にあたっての目的等の観点から再度整理したため。

別紙2 変更箇所					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月11日	IV その他リスクの対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<p><横浜市における措置> 定期的に個人番号利用事務所管部署間での相互監査を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p><横浜市における措置> 定期的に個人番号利用事務所管部署間での相互監査を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	事後	表現の軽微な変更のみであるため
令和2年6月11日	IV その他リスクの対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><横浜市における措置> ・特定個人情報に限らず、より広い個人情報の取扱いに関して、定期的に研修を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><横浜市における措置> ・人事異動により、新たに税業務に従事する職員に対して、税務初任期研修のなかで特定個人情報及び個人情報について研修を行っている。</p> <p>・区税務課等では、特定個人情報に限らず、より広い個人情報の取扱いに関して、定期的(毎月)に研修を行っている。</p> <p>・区税務課等では、年1回特定個人情報に関する所属研修を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	事後	再評価にあたり、既の実施している研修以外に実施している研修を追加したため。

別紙2 変更箇所					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月11日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区南区花之木町3-48-1 045-743-8121 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335	横浜市役所 市民局市民情報センター (令和2年5月17日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 (令和2年5月18日から) 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3882 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	庁舎移転に伴う変更のため
令和2年6月11日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (指定様式はこちら http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/) 請求先に持参又は郵送。	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年6月11日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	横浜市役所 市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民情報センター (令和2年5月17日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 (令和2年5月18日から) 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3882	事後	表現の軽微な変更のみであるため
令和2年6月11日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人商法ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 神奈川県横浜市 港町1-1 TEL: 045-671-2287	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 (令和2年5月17日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-2229 (令和2年5月18日から) 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-2229	事後	表現の軽微な変更のみであるため

別紙2 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月11日	提供先(別表)36 ②移転先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務に使用	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務に使用	事後	番号法改正に伴う追加のため。
令和2年6月11日	提供先(別表)43 ②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務に使用	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務に使用	事後	番号法改正に伴う追加のため。
令和2年6月11日	提供先(別表)57	(追加)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務における市町村長への提供	事後	番号法改正に伴う追加のため。
令和2年6月11日	提供先(別表)58	(追加)	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務における都道府県教育委員会又は市町村教育委員会への提供	事後	番号法改正に伴う追加のため。
令和2年6月11日	提供先(別表)59	(追加)	知的障害者福祉法による障害者福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務における市町村長への提供	事後	番号法改正に伴う追加のため。
令和2年6月11日	提供先(別表)60	(追加)	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務における特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長への提供	事後	番号法改正に伴う追加のため。

別紙2 変更箇所					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、様式改正のため。
令和3年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、様式改正のため。
令和3年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、様式改正のため。
令和3年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、様式改正のため。
令和3年3月26日	Ⅳ その他リスクの対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、様式改正のため。
令和3年3月26日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター (令和2年5月15日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 (令和2年5月16日から) 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3882	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3882	事後	新市庁舎移転完了による変更
令和3年3月26日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	横浜市役所 市民情報センター (令和2年5月15日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 (令和2年5月16日から) 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3882	横浜市役所 市民情報センター 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3900	事後	新市庁舎移転完了による変更
令和3年3月26日	V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 (令和2年5月15日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-2229 (令和2年5月16日から) 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-2229	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-2229	事後	新市庁舎移転完了による変更
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、様式改正のため。
令和3年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、様式改正のため。
令和3年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、様式改正のため。
令和3年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、様式改正のため。
令和3年3月26日	Ⅳ その他リスクの対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う、様式改正のため。
令和3年3月26日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター (令和2年5月15日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 (令和2年5月16日から) 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3882	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3882	事後	新市庁舎移転完了による変更
令和3年3月26日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	横浜市役所 市民情報センター (令和2年5月15日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 (令和2年5月16日から) 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3882	横浜市役所 市民情報センター 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-3900	事後	新市庁舎移転完了による変更

令和3年3月26日	V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 (令和2年5月15日まで)231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-2229 (令和2年5月16日から) 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-2229	(窓口)横浜市役所財政局主税部税務課 231-0005横浜市中区本町6丁目50番地の10 045-671-2229	事後	新市庁舎移転完了による変更
令和4年4月6日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 【照会】番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条	【提供】番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120、121の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3、第59条の4 【照会】番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	株式会社富士通マーケティングとの統合により、社名を変更したため。
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号、番号法別表第2の第94項、番号法別表第2の主務省令第47条	番号法第19条第8号、番号法別表第2の第94項、番号法別表第2の主務省令第47条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	【国民健康保険、保険給付】 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第42項、番号法別表第2の主務省令第25条 【国民年金】 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第48項、番号法別表第2の主務省令第26条の3、番号法別表第2の第117項	【国民健康保険、保険給付】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第42項、番号法別表第2の主務省令第25条 【国民年金】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第48項、番号法別表第2の主務省令第26条の3、番号法別表第2の第117項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	【医療費助成】 ○小児慢性特定疾病医療給付事業 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第9項、番号法別表第2の主務省令第8条 ○小児医療費助成事業 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 ○ひとり親家庭等医療費助成事業 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 ○障害者自立支援医療(育成医療・更生医療) 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第108項、番号法別表第2の主務省令第55条 【後期高齢者医療制度】 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第80項、番号法別表第2の主務省令第43条	【医療費助成】 ○小児慢性特定疾病医療給付事業 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第9項、番号法別表第2の主務省令第8条 ○小児医療費助成事業 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 ○ひとり親家庭等医療費助成事業 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 ○障害者自立支援医療(育成医療・更生医療) 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第108項、番号法別表第2の主務省令第55条 【後期高齢者医療制度】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第80項、番号法別表第2の主務省令第43条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号、番号法別表第2の第108項、番号法別表第2の主務省令第55条	番号法第19条第8号、番号法別表第2の第108項、番号法別表第2の主務省令第55条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号、番号法別表第2の第31項、番号法別表第2の主務省令第22条	番号法第19条第8号、番号法別表第2の第31項、番号法別表第2の主務省令第22条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	【生活保護の実施】 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第26項、番号法別表第2の主務省令第19条 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 【中国残留邦人等支援給付の実施】 番号法第19条第7号、同法別表第2の第87項、同法別表第2の主務省令第44条	【生活保護の実施】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第26項、番号法別表第2の主務省令第19条 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 【中国残留邦人等支援給付の実施】 番号法第19条第8号、同法別表第2の第87項、同法別表第2の主務省令第44条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため

令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号、番号法別表第2の第61項・第62項、番号法別表第2の主務省令第32条・第33条	番号法第19条第8号、番号法別表第2の第61項・第62項、番号法別表第2の主務省令第32条・第33条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ①法令上の根拠	【特別障害児手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当】 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第67項、番号法別表第2の主務省令第38条 【神奈川県在宅重度障害者等手当】 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項・別表2の第4項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則第5条第1項第1号 【補装具費支給・高額障害福祉サービス等給付費支給等の自己負担額又は助成額の認定】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第108項、番号法別表第2の主務省令第55条 【重度障害者(児)日常生活用具給付、障害者住環境整備事業、重度障害者あんしん電話、障害者自動車改造費助成】 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項・別表2の第5項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則第6条第1項第1号	【特別障害児手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第67項、番号法別表第2の主務省令第38条 【神奈川県在宅重度障害者等手当】 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項・別表2の第4項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則第5条第1項第1号 【補装具費支給・高額障害福祉サービス等給付費支給等の自己負担額又は助成額の認定】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第108項、番号法別表第2の主務省令第55条 【重度障害者(児)日常生活用具給付、障害者住環境整備事業、重度障害者あんしん電話、障害者自動車改造費助成】 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第2項・別表2の第5項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則第6条第1項第1号	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①法令上の根拠	【児童手当】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第74項、番号法別表第2の主務省令第40条 【児童扶養手当】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第57項、番号法別表第2の主務省令第31条 【特別児童扶養手当】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第66項、番号法別表第2の主務省令第37条 【母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付、便宜の供与及び給付】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第63項、番号法別表第2の主務省令第34条、 番号法別表第2の第64項、番号法別表第2の主務省令第35条 番号法別表第2の第65項、番号法別表第2の主務省令第36条 【児童養護施設入所等の費用負担額の認定】 ・番号法第19条第7項、番号法別表第2の第16項、番号法別表第2の主務省令第12条	【児童手当】 ・番号法第19条第8号、番号法別表第2の第74項、番号法別表第2の主務省令第40条 【児童扶養手当】 ・番号法第19条第8号、番号法別表第2の第57項、番号法別表第2の主務省令第31条 【特別児童扶養手当】 ・番号法第19条第8号、番号法別表第2の第66項、番号法別表第2の主務省令第37条 【母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付、便宜の供与及び給付】 ・番号法第19条第8号、番号法別表第2の第63項、番号法別表第2の主務省令第34条、 番号法別表第2の第64項、番号法別表第2の主務省令第35条 番号法別表第2の第65項、番号法別表第2の主務省令第36条 【児童養護施設入所等の費用負担額の認定】 ・番号法第19条第8号、番号法別表第2の第16項、番号法別表第2の主務省令第12条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ①法令上の根拠	【子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第116項、番号法別表第2の主務省令第59条の2 【児童福祉法による保育所における保育所における保育の実施又は措置に関する事務】 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	【子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第116項、番号法別表第2の主務省令第59条の2 【児童福祉法による保育所における保育所における保育の実施又は措置に関する事務】 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ①法令上の根拠	【障害児施設入所等の費用負担額の認定】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第16項、番号法別表第2の主務省令第12条 【障害児通所支援の利用者負担上限額の認定】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第11項、番号法別表第2の主務省令第10条 【障害児入所給付費等の支給に関する事務】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第8項、番号法別表第2の主務省令第7条	【障害児施設入所等の費用負担額の認定】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第16項、番号法別表第2の主務省令第12条 【障害児通所支援の利用者負担上限額の認定】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第11項、番号法別表第2の主務省令第10条 【障害児入所給付費等の支給に関する事務】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第8項、番号法別表第2の主務省令第7条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ①法令上の根拠	【予防接種法による予防接種の実施に関する事務】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第18項、番号法別表第2の主務省令第13条の2 【感染症事務における入院患者の自己負担月額の認定に関する事務】 番号法第19条第7項、番号法別表第2の第97項、番号法別表第2の主務省令第49条	【予防接種法による予防接種の実施に関する事務】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第18項、番号法別表第2の主務省令第13条の2 【感染症事務における入院患者の自己負担月額の認定に関する事務】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第97項、番号法別表第2の主務省令第49条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の第120項、番号法別表第2の主務省令第59条の3	番号法第19条第8号 別表第2の第120項、番号法別表第2の主務省令第59条の3	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
令和4年4月6日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク:2不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・情報照会等の記録が保存される庁内連携システムを通じて提供・移転を行い、それ以外の方法を原則禁止する。 ・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条例に基づき、審議会の審議等を経て提供・移転を許可された事務のみ提供・移転を行う。	・情報照会等の記録が保存される庁内連携システムを通じて提供・移転を行い、それ以外の方法を原則禁止する。 ・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に基づき、審議会の審議等を経て提供・移転を許可された事務のみ提供・移転を行う。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため

令和4年4月6日	提供先(別表)1~60 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正のため
----------	------------------------	------------	------------	----	---

別紙2 変更箇所 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(13) 滞納整理にあたっては、必要な情報を他機関等に調査を行うなど滞納者の財産調査を行う。	(削除)	事後	記載方法の見直しのため
令和5年12月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(追加)	(16)(8)の還付において、納税義務者が公金受取口座を利用する意思表示を行った場合は、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行い公金受取口座情報を取得する。	事後	法改正のため
令和5年12月18日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(追加)	(17) 法務局登記情報連携システムから登記等の情報を取得し、登記情報を更新する。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○] その他 (中間サーバー、既存業務システム)	[○] その他 (中間サーバー、既存業務システム、次期税務システム)	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[○] その他 (確定申告書情報等管理システム、地方税ポータルセンタ(eLTAX))	[○] その他 (確定申告書情報等管理システム、地方税ポータルセンタ(eLTAX)、次期税務システム)	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[○] その他 (確定申告書情報等管理システム、連携システム、地方税ポータルセンタ(eLTAX))	[○] その他 (確定申告書情報等管理システム、連携システム、地方税ポータルセンタ(eLTAX)、次期税務システム)	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[○] その他 (地方税電子申告システム、国税連携システム)	[○] その他 (地方税電子申告システム、国税連携システム、次期税務システム)	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	(新規)	次期税務システム	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	(新規)	1. 個人住民税システム 市民税の税額及び税額を計算するために必要となる各種情報(所得情報、扶養情報等)を管理。 2. 軽自動車税システム 軽自動車税額及び税額を計算するために必要となる各種情報(車種区分、所有者等)を管理。 3. 法人市民税システム 法人市民税の税額及び税額を計算するために必要となる各種情報(資本金、従業員数等)を管理。 4. 事業所税システム 事業所税の税額及び税額を計算するために必要となる各種情報(事業所床面積、従業員給与総額)を管理。 5. 市たばこ税システム 市たばこ税の税額及び税額を計算するために必要となる各種情報(課税標準数量(本数))を管理。 6. 入湯税システム 入湯税の税額及び税額を計算するために必要となる各種情報(入湯客数)を管理。 7. 固定資産税システム 土地・家屋・償却資産に係る固定資産税額及び税額を計算するために必要となる各種情報(評価額、所有者等)を管理。 8. 収納管理システム 課税された各種税金について、納付状況を管理。 9. 滞納管理システム 未納となっている市税等について、滞納整理経過・滞納処分状況を管理。 10. 宛名管理システム 納税通知書、督促状等の送付物の送付先や連絡先等を管理。 11. 登記履歴管理システム 登記情報システムとの連携情報を管理。 12. 申告支援システム 確定申告情報などを管理。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続	(新規)	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの名称	(新規)	法務局登記情報連携システム	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能	(新規)	1. 登記情報の情報連携機能 登記情報システムの登記済通知書情報、図面データ情報を連携する機能。法務省が運営を行っている。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ③他のシステムとの接続	(新規)	[○] その他(次期税務システム)	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ①システムの名称	(新規)	共通納税システム	事後	法改正のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ②システムの機能	(新規)	1. 地方税電子納付機能 地方税の納付手続をインターネット等を利用し電子的に行う機能。 地方税共同機構が運営を行っている。	事後	法改正のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ③他のシステムとの接続	(新規)	[○] 税務システム	事後	法改正のため
令和5年12月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ③他のシステムとの接続	(新規)	[○] その他 (次期税務システム)	事前	税務システムの再構築実施のため

別紙2 変更箇所 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120、121の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3、第59条の4 【照会】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条	【提供】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 【照会】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の27の項 番号法別表第二の主務省令第20条	事後	法改正のため
令和5年12月18日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(追加)	次期税務システムの事務内容を併記するに伴い、既存の事務内容が税務システムであることを明記。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(追加)	税務システムの事務内容に共通納税システムを追記。	事後	法改正のため
令和5年12月18日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)	(追加)	(16)(8)の運用において、納税義務者が公金受取口座を利用する意思表示を行った場合は、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行い公金受取口座情報を取得する。	事後	法改正のため
令和5年12月18日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)	(追加)	(17)法務局登記情報連携システムから登記等の情報を取得し、登記情報を更新する。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目主な記録項目※	[] その他	[○] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)	事後	法改正のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元※	[○] 行政機関・独立行政法人等(税務署(国税庁)、日本年金機構、登記所(法務省)、地方公共団体情報システム機構)	[○] 行政機関・独立行政法人等(税務署(国税庁)、日本年金機構、登記所(法務省)、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁)	事後	法改正のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	委託事項4「電話納付案内センター運営委託」から委託事項17「税務地図情報・土地評価システム運用保守管理業務」	委託事項4「電話納付案内センター運営委託」を削除。 当該削除に伴い、委託事項5「オペレーション業務委託」から委託事項17「税務地図情報・土地評価システム運用保守管理業務」を委託事項4から委託事項16に前倒し。	事後	委託事務が終了したため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1～9、11～14 再委託 ⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。 横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事後	法改正のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17	(新規)	次期税務システム再構築運用保守管理業務	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17 ①委託内容	(新規)	システムの管理作業、再構築作業、運用保守作業、帳票の印字搬送作業等 税務システムの再構築作業及び処理実行、ファイルのバックアップ、データの一括更新等のシステム運用作業並びにプログラム改修作業等の保守作業、帳票の印字、搬送作業等を行うにあたり、民間事業者等に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し当該作業を安定的に運用することが可能となる。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新規)	[特定個人情報ファイルの全体]	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新規)	[100万人以上1,000万人未満]	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新規)	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その他妥当性	(新規)	税務システムの再構築及び運用保守管理業務を行うためには、当該システムで扱っている全ての情報を取り扱う必要があるため。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17 ③委託先における取扱者数	(新規)	[100人以上500人未満]	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新規)	[○]専用線 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]その他(開発拠点及び運用拠点からの遠隔操作での直接操作による提供)	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17 ⑤委託先名の確認方法	(新規)	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求により提示する。	事前	税務システムの再構築実施のため

別紙2 変更箇所 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17 ⑥委託先名	(新規)	日本電気株式会社	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17 再委託 ⑦再委託の有無	(新規)	[再委託する]	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(新規)	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。 横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第6条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条(再委託の禁止等) 上記に基づく協議を行い、必要と認める場合のみ再委託を許可する。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項17 再委託 ⑨再委託事項	(新規)	委託内容の一部とし、協議により定める。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(63)件	[○]提供を行っている(66)件	事後	法改正のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先については、別表提供先一覧を参照【60件】	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先については、別表提供先一覧を参照【63件】	事後	法改正のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2 ①法令上の根拠	【国民健康保険、保険給付】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第42項、番号法別表第2の主務省令第25条 【国民年金】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第48項、番号法別表第2の主務省令第26条の3、番号法別表第2の第117項	【国民健康保険、保険給付】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第42項、番号法別表第2の主務省令第25条 【国民年金】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第48項、番号法別表第2の主務省令第26条の3、番号法別表第2の第117項、番号法別表第2の主務省令第59条の2の3	事後	法改正のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4	健康福祉局障害福祉部障害企画課	健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課	事後	組織機構改革のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先8	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課	事後	組織機構改革のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先10	子ども青少年局子育て支援部保育・教育運営課	子ども青少年局保育・教育部保育・教育認定課及び子ども青少年局保育・教育部保育・教育給付課	事後	組織機構改革のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先10 ①法令上の根拠	【子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第116項、番号法別表第2の主務省令第59条の2 【児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務】 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	【子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第116項、番号法別表第2の主務省令第59条の2 【児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務】 番号法第9条第2項、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	事後	法改正のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先12	健康福祉局健康安全部健康安全課	医療局健康安全部健康安全課	事後	組織機構改革のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先12 ①法令上の根拠	【予防接種法による予防接種の実施に関する事務】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第18項、番号法別表第2の主務省令第13条の2 【感染症事務における入院患者の自己負担月額の認定に関する事務】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第97項、番号法別表第2の主務省令第49条	【予防接種法による予防接種の実施に関する事務】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第18項、番号法別表第2の主務省令第13条 【感染症事務における入院患者の自己負担月額の認定に関する事務】 番号法第19条第8号、番号法別表第2の第97項、番号法別表第2の主務省令第49条	事後	法改正のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先13	健康福祉局健康安全部保健事業課	健康福祉局地域福祉保健部健康推進課	事後	組織機構改革のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追加)	<クラウドにおける措置> サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はセキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27001の認証を受け、かつ、クラウドサービスにおいてアクセスする稼働環境は、マルチテナントではなく占有状態であり、物理分離されていること。 なお、物理分離され、占有状態のクラウドであっても、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の監査項目のうち、パブリッククラウド以外の環境について該当する監査項目については、適合性の確認するための監査を受けること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(追加)	<クラウドにおける措置> ・特定個人情報の消去は横浜市からの操作又は指示によって実施される。 ・クラウド事業者がHDDやSSD等の記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、横浜市が委託した事業者が既存の環境からクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	税務システムの再構築実施のため

別紙2 変更箇所 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(追加)	<データを登録する際の防止措置> ・住民登録内の者の分:住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。 ・住民登録外の者の分:登録時に4情報照会を行い個人番号の真正性確認を行うことにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。	事後	統合番号連携システムに関するリスク対策見直し
令和5年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(追加)	<統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置> ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰か」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入力できないように制御する。	事後	統合番号連携システムに関するリスク対策見直し
令和5年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・所属に応じたID・パスワードと個人に応じたID・パスワードの2段階で権限を管理している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・職員ごとにユーザーIDとパスワードを発効し、端末利用時は、画像認証等、異なる要素の認証方法を用いて、操作者を認証する。 ・同一個人IDの同時ログインを制限する。	<税務システムにおける対策> ・所属に応じたID・パスワードと個人に応じたID・パスワードの2段階で権限を管理している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・職員ごとにユーザーIDとパスワードを発効し、端末利用時は、画像認証等、異なる要素の認証方法を用いて、操作者を認証する。 ・同一個人IDの同時ログインを制限する。 (画像管理) 所属管理者のID・パスワードについて ・定期人事異動に関するものは、各所属に照会し、登録・抹消を行っている。 ・臨時の人事異動については、当該職員の所属課長からの申請に基づいて登録・抹消を行っている。 ・パスワードは、系統的に1年に1回強制的に変更するように設定されている。 一般職員等のID・パスワードについて ・定期人事異動に関するものは、各所属管理者が登録・抹消を行っている。 ・臨時の人事異動については、各所属管理者が登録・抹消を行っている。 ・パスワードは、系統的に半年に1回強制的に変更するように設定されている。	事後	統合番号連携システムに関するリスク対策見直し
令和5年12月18日			<統合番号連携システムにおける対策> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザーIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザーIDの同時ログインを制限する。		
令和5年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(追加)	<次期税務システムにおける対策> ・ログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザーIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・パスワードは、系統的に半年に1回強制的に変更するように設定されている。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	個人のID・パスワードについて、 ・定期人事異動に関するものは、人事情報に基づいて発行・抹消を行っている。 ・臨時の人事異動及び非正規職員については、当該職員の所属課長からの申請に基づいて発行・抹消を行っている。また、有効期限は年度末までとしている。 ・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザーIDとパスワードの発効とともに、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザーIDとパスワードを発効し、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを行う。	<税務システムにおける対策> 個人のID・パスワードについて、 ・定期人事異動に関するものは、人事情報に基づいて発行・抹消を行っている。 ・臨時の人事異動及び非正規職員については、当該職員の所属課長からの申請に基づいて発行・抹消を行っている。また、有効期限は年度末までとしている。 ・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザーIDとパスワードの発効とともに、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザーIDとパスワードを発効し、事務従事者が持つ異なる認証要素(画像等)との紐づけを行う。 <統合番号連携システムにおける対策> ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザーIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザーIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。	事後	統合番号連携システムに関するリスク対策見直し
令和5年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	(追加)	<次期税務システムにおける対策> ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者特定し、システム管理者にユーザーIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザーIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・個人ごとに必要なアクセス権限を付与している。	<税務システムにおける対策> ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入力する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。 <統合番号連携システムにおける対策> ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入力する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。	事後	統合番号連携システムに関するリスク対策見直し
令和5年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(追加)	<次期税務システムにおける対策> ・アクセス権限の設定作業は、システム管理者が行う。 ・アクセス権限の設定内容は、事務所管課からの依頼により決定する。 ・設定変更の結果は、事務所管課の確認を受ける。 ・定期の人事異動においては人事給与の所管部署から職員異動、機構改革等の情報を入力する。当該情報はシステム間の連携により入手し、手入力による設定ミス等を削減する。	事前	税務システムの再構築実施のため

別紙2 変更箇所 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	・特定個人情報に限らず、「誰が」、「いつ」、「どの個人情報へ」のアクセスしたかの記録を保持している。 ・個人情報を参照・更新・出力した際の操作履歴・アクセス記録は税務システム上に3年間保存しており、分析可能とし、また、本人開示請求等に基づいて開示できるようにしている。	<税務システムにおける対策> ・特定個人情報に限らず、「誰が」、「いつ」、「どの個人情報へ」のアクセスしたかの記録を保持している。 ・個人情報を参照・更新・出力した際の操作履歴・アクセス記録は税務システム上に3年間保存しており、分析可能とし、また、本人開示請求等に基づいて開示できるようにしている。 (画像管理) ・特定個人情報に限らず、個人情報へのアクセス記録を保持している。 ・照会専用の共用IDの利用にあたっては、作業管理簿に記録を取る。 ・アクセス記録は3年間保存しており、本人開示請求等に基づいて開示できるようにしている。 <統合番号連携システムにおける対策> ・「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録する。 ・操作履歴は一定期間、保管する。	事後	統合番号連携システムに関するリスク対策見直し
令和5年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	(追加)	<次期税務システムにおける対策> ・特定個人情報に限らず、「誰が」、「いつ」、「どの個人情報へ」のアクセスしたかの記録を保持している。 ・個人情報を参照・更新・出力した際の操作履歴・アクセス記録は税務システム上に7年間保存しており、分析可能とし、また、本人開示請求等に基づいて開示できるようにしている。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(追加)	<クラウドにおける措置> システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<横浜市における措置> ・システムは庁内の独立したネットワーク及びLGWANに接続しており、それぞれのネットワークに対して必要な通信のみ行えるよう、ファイアウォールを設置して運用管理している。 ・端末には外部可搬電子媒体を利用できないよう、システム的な制限を掛けている。 ・端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは管理サーバーで統合管理している。 ・システムの操作については、アクセスログを取得している。 ・システムのサーバー・端末について、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。また適用状況を統合管理している。	<横浜市内における措置> ・システムは庁内の独立したネットワーク及びLGWANに接続しており、それぞれのネットワークに対して必要な通信のみ行えるよう、ファイアウォールを設置して運用管理している。 ・端末には外部可搬電子媒体を利用できないよう、システム的な制限を掛けている。 ・端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは管理サーバーで統合管理している。 ・システムの操作については、アクセスログを取得している。 ・システムのサーバー・端末について、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。また適用状況を統合管理している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	(追加)	<クラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC 27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	Ⅳその他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	(追加)	<クラウド環境における措置> システム運用・認証維持にあたり、外部機関より定期的な監査を受けることとしている。	事前	税務システムの再構築実施のため
令和5年12月18日	提供先(別表)6 ②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務に使用	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務に使用	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)48 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務に使用	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務に使用	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)54 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務に使用	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務に使用	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)57 ②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に使用	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)59 ②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害者福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	知的障害者福祉法による障害者福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に使用	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)61 ①法令上の根拠	(追加)	社会福祉協議会	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)61 ②提供先における用途	(追加)	番号法第19条第8号 別表第2(第30項)	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)61 ③提供する情報	(追加)	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務に使用	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)61 ④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	地方税関係情報	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)61 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	100万人以上1,000万人未満	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)61 ⑥提供方法	(追加)	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)61 ⑦時期・頻度	(追加)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)62 ①法令上の根拠	(追加)	照会を受けた都度	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)62 ②提供先における用途	(追加)	市町村長	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)62 ③提供する情報	(追加)	番号法第19条第8号 別表第2(第53項)	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)62 ④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に使用	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)62 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	地方税関係情報	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)62 ⑥提供方法	(追加)	100万人以上1,000万人未満	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)62 ⑦提供する情報	(追加)	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)62 ⑧提供方法	(追加)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	法改正のため

別紙2 変更箇所 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	提供先(別表)62 ⑦時期・頻度	(追加)	照会を受けた都度	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)63	(追加)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)63 ①法令上の根拠	(追加)	番号法第19条第8号 別表第2(第121項)	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)63 ②提供先における用途	(追加)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務に使用	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)63 ③提供する情報	(追加)	地方税関係情報	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)63 ④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	100万人以上1,000万人未満	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)63 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)63 ⑥提供方法	(追加)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	法改正のため
令和5年12月18日	提供先(別表)63 ⑦時期・頻度	(追加)	照会を受けた都度	事後	法改正のため